

令和7年度 もっと楽しく有機栽培促進事業の申請に係るチェックポイント

(有機 JAS 認証及びとやまみどり認定の取得について)

- 事業実施計画書に、有機 JAS 認証及びとやまみどり認定の取得状況または令和7年度内の取得予定について記載すること。
※ 要望多数の場合、有機 JAS 認証及びとやまみどり認定の取得者を優先的に採択します。

(実証面積について)

- 土壌条件や地域性を踏まえ、適切な実証面積を設定すること。

(実証内容について)

- 水田除草機の省力効果（作業時間等）について定量的な調査を行い、成績書にとりまとめて事業実施主体に提出すること。

(普及目標面積について)

- 事業実施翌年度以降、水田除草機による省力技術の取組面積が拡大すること。

(交付対象経費について)

- 全ての交付対象経費は、事業実施年度の取組に必要なものであり、次年度以降の取組に必要なものを含まないこと。

(水田除草機の導入について)

- 水田除草機を導入する者は、省力的な有機栽培体系の実証を行う農業者であること。
- 本体価格が50万円以上であること。
- 原則、新品であること。
- 導入する水田除草機は、実証面積から普及目標面積までの範囲からみて適正な能力・規模であること（対外的かつ合理的に説明できること）。
- 水田除草機の購入先の選定に当たっては、当該機械の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- 本事業以外に国から直接又は間接に補助を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。
- 導入した水田除草機について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。
- 導入した水田除草機の利用期間は法定耐用年数以上とすること。
- 導入した水田除草機の本体に、事業名等「令和7年度グリーンな栽培体系加速化事業 取組実施者：〇〇〇〇」を表示すること。
- 取組者は、別途指定する財産管理台帳を作成し、その写しを事業実施主体に提出すること。
- 本事業により導入した水田除草機は、法定耐用年数が経過するまでは、取組者による善良なる注意義務をもって適正に管理すること。

(環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出について)

- 取組対象者全員分の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」を提出すること（チェックシートの様式は、別添 Excel ファイル参照）。